

脳梗塞後のリハビリのため入所中の旧警戒区域内の施設から避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成23年10月に死亡した高齢者について、死亡慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2、申立人X3、申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（いずれも下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

① 精神的損害（X1、X2）	金448万円
精神的損害（故A）	金80万円
② 生命・身体的損害（X2）	金145万8800円
生命・身体的損害（故A）	金1471万5489円
③ 避難費用（X1、X2、X3、X4）	金14万9800円
避難費用（故A）	金3万6000円
④ 生活費増加分（X1、X2）	金183万1301円
生活費増加分（故A）	金1万8810円
⑤ 一時立入費用（X1、X2）	金6万円
⑥ 弁護士費用	金70万6506円

（2）期間 自 平成23年3月11日
至 平成24年4月30日

2 和解内容

被申立人は、申立人らに対し、前項（1）の損害項目についての和解金として、金2425万6706円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金190万円を支払済みであることを確認する。

この既払金190万円を、第2項記載の和解金2425万6706円と精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目③乃至⑥（同項記載の期間に

限るものとし、かつその遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月16日

(仲介委員 川村延彦)